

令和5年3月に策定した当別町地域公共交通計画を次のとおり変更する。

新

旧

P68 事業 3-2：青山線の一部デマンド化は最終的に完全にデマンド化を予定していることから、事業名の「一部」を削除する。(以下事業名を変更と記載)

P68

【4】施策メニュー

【基本方針▶施策メニューの全体フレーム】

ここでは、本町の地域公共交通の課題、基本理念・基本方針に基づいて、計画期間内に実施する 9 つの施策メニューとそれらに紐づけて行う具体的な 23 の事業内容を示します。本項では、基本方針と施策メニューの関係性を図示した全体フレームを示します。

※●：施策実施の主目的となる基本方針、○：施策の副次的効果の対象となる基本方針

【基本理念】 安全・快適な移動を支える 持続可能な地域公共交通の実現	基本方針①	基本方針②	基本方針③	基本方針④	基本方針⑤
施策①：地域公共交通サービスの維持確保	●	●	●	●	●
事業1-1：地域公共交通サービスの維持確保	●	●	●	●	●
施策②：バス路線のネットワーク・ダイヤの見直し	●	●	●	●	●
事業2-1：あいの星金沢線のネットワーク・ダイヤの見直し	●	●	●	●	●
事業2-2：月形当別線のネットワーク見直し	●	●	●	●	●
事業2-3：西当別エリアのバス路線再編	●	○	○	○	○
施策③：新たなモビリティの検討・実証・導入	○	●	○	○	○
事業3-1：自動運転バスの実証運行	○	●	○	○	○
事業3-2：青山線のデマンド化	○	●	○	○	○
事業3-3：交通空白地の移動支援検討	○	●	○	○	○
施策④：快適な公共交通利用環境の創出	●	●	●	●	●
事業4-1：低床車両への順次入れ替え	●	●	●	○	●
事業4-2：JR駅へのアクセス性改善	●	●	●	●	○
事業4-3：バス待ちスポットの創出	○	○	●	○	○
施策⑤：公共交通の情報提供の高度化	●	●	●	●	○
事業5-1：とべナビの機能強化・多面的活用	●	●	●	●	○
事業5-2：グーグルマップと連携した情報発信	●	●	●	●	○
施策⑥：コミュニティバスの運行体系や支払い方法の見直し・検討	●	●	●	●	○
事業6-1：運行体系の見直し	●	●	●	●	○
事業6-2：キャッシュレス決済の導入	●	●	●	○	●
事業6-3：デジタルチケットの導入及び活用検討	●	●	●	○	●
施策⑦：公共交通の運転手確保対策の実施	●	●	●	●	○
事業7-1：バス・タクシーの運転手確保に向けた取組実施	●	●	●	●	○
事業7-2：感染症対策等の強化支援等によるリスク対策	○	○	○	○	○
施策⑧：モビリティ・マネジメント（MM）の実施	●	●	●	●	○
事業8-1：小中学生向けのMMの実施	●	●	●	●	○
事業8-2：ライフスタイル転換期を対象としたMMの実施	●	●	●	●	○
事業8-3：公共交通イベントの企画・実施	○	○	○	○	○
施策⑨：利用促進キャンペーン等の実施	●	●	●	●	○
事業9-1：小中学生向けの長期休定期定乗の企画販売	●	●	●	●	○
事業9-2：観光施設・商業施設と連携したバック乗車の企画販売	○	○	○	○	○
事業9-3：お試し乗車の配布	○	○	○	○	○

図 4-1 基本方針と施策メニューの全体フレーム

変更

- 68 -

【4】施策メニュー

【基本方針▶施策メニューの全体フレーム】

ここでは、本町の地域公共交通の課題、基本理念・基本方針に基づいて、計画期間内に実施する 9 つの施策メニューとそれらに紐づけて行う具体的な 23 の事業内容を示します。本項では、基本方針と施策メニューの関係性を図示した全体フレームを示します。

※●：施策実施の主目的となる基本方針、○：施策の副次的効果の対象となる基本方針

【基本理念】 安全・快適な移動を支える 持続可能な地域公共交通の実現	基本方針①	基本方針②	基本方針③	基本方針④	基本方針⑤
施策①：地域公共交通サービスの維持確保	●	●	●	●	●
事業1-1：地域公共交通サービスの維持確保	●	●	●	●	●
施策②：バス路線のネットワーク・ダイヤの見直し	●	●	●	●	●
事業2-1：あいの星金沢線のネットワーク・ダイヤの見直し	●	●	●	●	●
事業2-2：月形当別線のネットワーク見直し	●	●	●	●	●
事業2-3：西当別エリアのバス路線再編	●	○	○	○	○
施策③：新たなモビリティの検討・実証・導入	○	●	○	○	○
事業3-1：自動運転バスの実証運行	○	●	○	○	○
事業3-2：青山線の一部デマンド化	○	●	○	○	○
事業3-3：交通空白地の移動支援検討	○	●	○	○	○
施策④：快適な公共交通利用環境の創出	●	●	●	●	●
事業4-1：低床車両への順次入れ替え	●	●	●	○	●
事業4-2：JR駅へのアクセス性改善	●	●	●	●	○
事業4-3：バス待ちスポットの創出	○	○	●	○	○
施策⑤：公共交通の情報提供の高度化	●	●	●	●	○
事業5-1：とべナビの機能強化・多面的活用	●	●	●	●	○
事業5-2：グーグルマップと連携した情報発信	●	●	●	●	○
施策⑥：コミュニティバスの運行体系や支払い方法の見直し・検討	●	●	●	●	○
事業6-1：運行体系の見直し	●	●	●	●	○
事業6-2：キャッシュレス決済の導入	●	●	●	○	●
事業6-3：デジタルチケットの導入及び活用検討	●	●	●	○	●
施策⑦：公共交通の運転手確保対策の実施	●	●	●	●	○
事業7-1：バス・タクシーの運転手確保に向けた取組実施	●	●	●	●	○
事業7-2：感染症対策等の強化支援等によるリスク対策	○	○	○	○	○
施策⑧：モビリティ・マネジメント（MM）の実施	●	●	●	●	○
事業8-1：小中学生向けのMMの実施	●	●	●	●	○
事業8-2：ライフスタイル転換期を対象としたMMの実施	●	●	●	●	○
事業8-3：公共交通イベントの企画・実施	○	○	○	○	○
施策⑨：利用促進キャンペーン等の実施	●	●	●	●	○
事業9-1：小中学生向けの長期休定期定乗の企画販売	●	●	●	●	○
事業9-2：観光施設・商業施設と連携したバック乗車の企画販売	○	○	○	○	○
事業9-3：お試し乗車の配布	○	○	○	○	○

図 4-1 基本方針と施策メニューの全体フレーム

- 68 -

P69 月形当別線のサービス継続事業実施に伴い、維持確保方針を変更する。

【4】施策メニュー

施策① 地域公共交通サービスの維持確保

町民や来訪者の移動手段となっている鉄道やコミュニティバスといった地域公共交通について、路線ごとの維持方針に基づき、サービスを維持確保していきます。

事業 1-1 地域公共交通サービスの維持確保

事業概要	町内の地域公共交通サービスについて、下表に示す通り各路線の維持方針を設定し、適切な公的補助・国や道の補助メニューを活用して、路線のサービスを維持確保します。	
事業対象	ふれあいバス全線、月形当別線、JR 札沼線（学園都市線）	
事業主体	当別町、当別町地域公共交通活性化協議会（以下、法定協と略記）、交通事業者、	
路線名称	方針	維持確保方法
01 市街地予約型線	維持	・地域公共交通確保維持改善事業（ 地域内フィーダー系統補助 ）を活用しつつ、利便性向上や運行の効率化を図り、サービスを維持確保します。
02 あいの里金沢線	維持	・地域公共交通確保維持改善事業（ 地域間幹線系統補助 ）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利便性向上と利用促進を図っていく
03 青山線	見直し	・地域公共交通確保維持改善事業（ 地域内フィーダー系統補助 ）を活用しつつ、利便性向上や運行の効率化を図り、サービスを維持確保します。
04 西当別道の駅線	見直し	・地域公共交通確保維持改善事業（ 地域内フィーダー系統補助 ）を活用しつつ、関連路線との一体的なサービス見直しを図り、サービスを維持確保します。
05 月形当別線※	維持	・地域旅客運送サービス継続事業の実施により利用促進を図りながら、地域公共交通確保維持改善事業（ 地域間幹線系統補助・車両減価償却等補助 ）を活用し、現在の交通体系を維持確保します。
06 JR 札沼線（学園都市線）	維持	・JR 北海道の事業計画に基づき地域と事業者が連携した利用促進を図ります。

変更

※「さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画」に記載し、整合を図つつサービス維持確保を推進します。

P69

【4】施策メニュー

施策① 地域公共交通サービスの維持確保

町民や来訪者の移動手段となっている鉄道やコミュニティバスといった地域公共交通について、路線ごとの維持方針に基づき、サービスを維持確保していきます。

事業 1-1 地域公共交通サービスの維持確保

事業概要	町内の地域公共交通サービスについて、下表に示す通り各路線の維持方針を設定し、適切な公的補助・国や道の補助メニューを活用して、路線のサービスを維持確保します。	
事業対象	ふれあいバス全線、月形当別線、JR 札沼線（学園都市線）	
事業主体	当別町、当別町地域公共交通活性化協議会（以下、法定協と略記）、交通事業者、	
路線名称	方針	維持確保方法
01 市街地予約型線	維持	・地域公共交通確保維持改善事業（ 地域内フィーダー系統補助 ）を活用しつつ、利便性向上や運行の効率化を図り、サービスを維持確保します。
02 あいの里金沢線	維持	・地域公共交通確保維持改善事業（ 地域間幹線系統補助 ）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利便性向上と利用促進を図っていく
03 青山線	見直し	・地域公共交通確保維持改善事業（ 地域内フィーダー系統補助 ）を活用しつつ、利便性向上や運行の効率化を図り、サービスを維持確保します。
04 西当別道の駅線	見直し	・地域公共交通確保維持改善事業（ 地域内フィーダー系統補助 ）を活用しつつ、関連路線との一体的なサービス見直しを図り、サービスを維持確保します。
05 月形当別線※	維持	・地域公共交通確保維持改善事業等（ 地域間幹線系統補助等 ）を活用し、持続可能な移動手段を確保するとともに利便性向上と利用促進を図ります。
06 JR 札沼線（学園都市線）	維持	・JR 北海道の事業計画に基づき地域と事業者が連携した利用促進を図ります。

※「さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画」に記載し、整合を図つつサービス維持確保を推進します。

P71 事業名を変更する。

【4】施策メニュー

施策③ 新たなモビリティの検討・実証・導入

新たなニーズや既存ニーズの変化を踏まえて、地域特性や利用者特性に適合した新たなモビリティの導入及びその実証運行や検討を行います。

事業 3-1 自動運転バスの実証運行

事業概要	JR ロイズタウン駅及びその周辺施設等における移動手段として、並びに将来的な運転手不足への有効な一方策とすべく、「自動運転バス」の実証実験を行い、実装に向けた検証・検討を行います。
事業対象	新規路線
事業主体	法定協、交通事業者、町内企業、当別町

変更

事業 3-2 青山線のデマンド化

【利便増進事業】

事業概要	青山線の利用者減少や青山線エリアの人口減少・高齢化の状況を踏まえて、青山線のデマンド化について検討を進めます。
事業対象	03 青山線
事業主体	法定協、交通事業者

事業 3-3 交通空白地の移動支援策検討

事業概要	JR やコミュニティバス等の公共交通が運行していない「公共交通空白地」を対象とした移動支援策の在り方について検討を進めます。
事業対象	交通空白地
事業主体	法定協、交通事業者

P71

【4】施策メニュー

施策③ 新たなモビリティの検討・実証・導入

新たなニーズや既存ニーズの変化を踏まえて、地域特性や利用者特性に適合した新たなモビリティの導入及びその実証運行や検討を行います。

事業 3-1 自動運転バスの実証運行

事業概要	JR ロイズタウン駅及びその周辺施設等における移動手段として、並びに将来的な運転手不足への有効な一方策とすべく、「自動運転バス」の実証実験を行い、実装に向けた検証・検討を行います。
事業対象	新規路線
事業主体	法定協、交通事業者、町内企業、当別町

事業 3-2 青山線の一部デマンド化 【利便増進事業】

事業概要	青山線の利用者減少や青山線エリアの人口減少・高齢化の状況を踏まえて、青山線のノンピーク時間帯におけるデマンド化について検討を進めます。
事業対象	03 青山線
事業主体	法定協、交通事業者

事業 3-3 交通空白地の移動支援策検討

事業概要	JR やコミュニティバス等の公共交通が運行していない「公共交通空白地」を対象とした移動支援策の在り方について検討を進めます。
事業対象	交通空白地
事業主体	法定協、交通事業者

P83 本計画策定後に計画の推進体制（当別町地域公共交通活性化協議会）に北海道札幌方面北警察署が追加となっているため、表を更新する。

【5】評価方法と進捗管理

5-2-2 計画の推進体制

5-2-1 で示した PDCA サイクルを運用していくためには、適切な実施体制の構築が必要です。本計画においては、当別町地域公共交通活性化協議会が計画の推進体制を担い、個別の事業に応じて、交通事業者や住民、町内外の関係団体・民間企業等の必要な関係者と協調しながら計画を推進していきます。

計画の推進体制：当別町地域公共交通活性化協議会

選任区分	機関名・役職名等
1 当別町長が指名する者	当別町副町長（協議会会長）
2 北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者	北海道運輸局札幌運輸支局 首席運輸企画専門官
3 北海道石狩振興局長が指名する者	石狩振興局地域創生部地域政策課主幹
4 札幌地区バス協会の代表	札幌地区バス協会事務局
5 関係する道路管理者	北海道開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所所長
6	空知総合振興局札幌建設管理部 当別出張所長
7 関係する鉄道事業者	JR 当別駅長
8 当別町コミュニティバス実証運行事業 参加事業者の代表	北海道医療大学経営企画部総務企画課長
9	株式会社スウェーデンハウス スウェーデンヒルズ管理センター長
10 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	有限会社下段モータース代表取締役社長
11 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転手が所属する団体等の代表	有限会社下段モータース （運転手が所属する団体等の代表）
12	当別町行政推進員協議会副会長
13 住民又は利用者の代表 （地域住民及び団体の代表）	当別町 PTA 連合会副会長
14	当別町商工会事務局長
15	当別町社会福祉協議会事務局長
追加 16 北海道札幌方面北警察署長が指名する者	北海道札幌方面北警察署交通第一課長

P83

【5】評価方法と進捗管理

5-2-2 計画の推進体制

5-2-1 で示した PDCA サイクルを運用していくためには、適切な実施体制の構築が必要です。本計画においては、当別町地域公共交通活性化協議会が計画の推進体制を担い、個別の事業に応じて、交通事業者や住民、町内外の関係団体・民間企業等の必要な関係者と協調しながら計画を推進していきます。

計画の推進体制：当別町地域公共交通活性化協議会

選任区分	機関名・役職名等
1 当別町長が指名する者	当別町副町長（協議会会長）
2 北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者	北海道運輸局札幌運輸支局 首席運輸企画専門官
3 北海道石狩振興局長が指名する者	石狩振興局地域創生部地域政策課主幹
4 札幌地区バス協会の代表	札幌地区バス協会事務局
5 関係する道路管理者	北海道開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所所長
6	空知総合振興局札幌建設管理部 当別出張所長
7 関係する鉄道事業者	JR 当別駅長
8 当別町コミュニティバス実証運行事業 参加事業者の代表	北海道医療大学経営企画部総務企画課長
9	株式会社スウェーデンハウス スウェーデンヒルズ管理センター長
10 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	有限会社下段モータース代表取締役社長
11 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転手が所属する団体等の代表	有限会社下段モータース （運転手が所属する団体等の代表）
12	当別町行政推進員協議会副会長
13 住民又は利用者の代表 （地域住民及び団体の代表）	当別町 PTA 連合会副会長
14	当別町商工会事務局長
15	当別町社会福祉協議会事務局長